

## 松山法務少年支援センター

は地域社会における非行及び犯罪の防止や青少年の健全育成のため、次のような援助を無料でを行っています。

非行や問題行動の相談

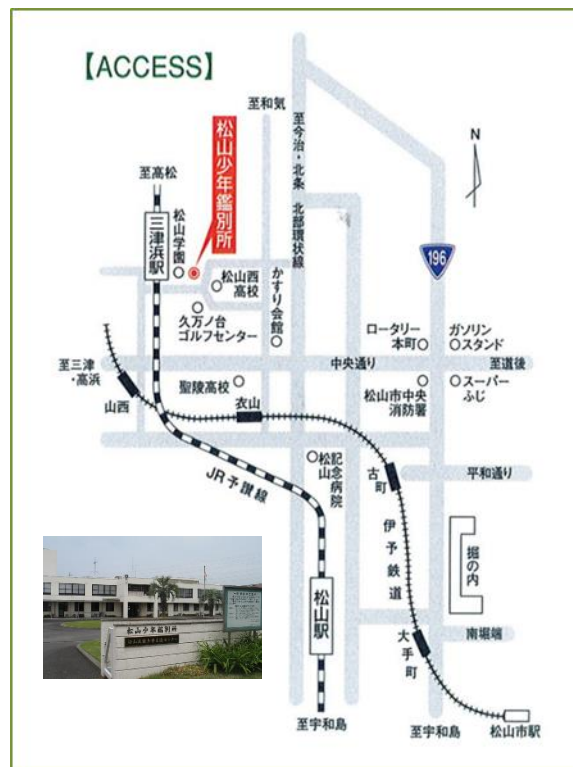
法教育や出前授業

講演・研修・施設見学

このほかの活動や具体的な内容については、お気軽にお問い合わせください。



このシンボルマークは、少年鑑別所が「地域とともに、子どもたちの未来、可能性を育てていく」という意味を込めたもので、芽を育て、花をひらくために、いろいろな要素を注ぐということをイメージして、7色のしずくを降らせています。キャッチフレーズは、少年鑑別所が、地域とつながり、連携を深めていくとともに、専門的な知見を地域に還元しようとする姿勢を示しています。



- JR三津浜駅から徒歩10分
- 伊予鉄衣山駅から徒歩25分
- JR松山駅から車で15分
- 松山ICから車で30分

### 問い合わせ先

松山法務少年支援センター  
(青少年こころの相談室)

〒791-8069  
松山市吉野町3860  
松山少年鑑別所

電話：089-952-2846

受付：月曜日から金曜日(平日)  
午前9時～午前12時  
午後1時～午後5時

お気軽に  
お電話ください。

## 松山法務少年支援センター (青少年こころの相談室)

TEL (089)952-2846

お気軽にお電話ください

(松山少年鑑別所)



## 非行や問題行動の相談

少年・成人を問わず、ご家族の非行や問題行動などでお困りの方からの、ご相談を受けております。個人情報確実に守られますので、まずはお気軽にお電話ください。



松山法務少年支援センターは、愛媛県内外の関係機関と協力し、非行・犯罪の防止と青少年の健全育成に取り組んでいます。

## 講演・研修

教育・福祉・医療・司法等の関係機関・団体の皆様の研修会や講演会などで、非行や思春期の子どもの行動理解と教育・指導法などについて、分かりやすく説明します。



相談面接室



箱庭療法

## 法教育・出前授業

非行少年に関する司法制度や法秩序の重要性などについて、児童・生徒さん向けの出前授業を行うほか、教職員の皆様への研修もお受けしています。

※ 法教育とは、法や司法制度の理解を進めるとともに、法的なものの考え方や社会を生きる上での判断力等を育む教育をいいます。

法教育マスコットキャラクター  
「ホウリス君」  
(法務省 法教育推進協議会)



## 心理検査の実施

ご依頼により心理検査や適性検査を行います。その結果は、子どもさんご本人や保護者の方にも分かりやすく説明します。

